○国土交通省告示第五百二十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年四月七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年五月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ－1007	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　ＵＤＳ－Ｃ9.3	吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：32.2kPa	キャタピラージャパン株式会社　東京都世田谷区用賀四丁目10番１号

○国土交通省告示第五百二十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年四月八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年五月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｎ－1189	騒音防止装置　いすゞ　Ｈ13－Ｋ904	いすゞ　ＳＤＧ－ＦＲＳ90＊＊、いすゞ　ＳＤＧ－ＦＳＳ90＊＊、いすゞ　ＳＫＧ－ＦＲＳ90＊＊、いすゞ　ＳＫＧ－ＦＳＳ90＊＊	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号
㊎Ｎ－1190	騒音防止装置　いすゞ　Ｈ13－Ｋ3416	いすゞ　ＬＫＧ－ＦＴＲ34＊＊、いすゞ　ＬＫＧ－ＦＴＳ34＊＊、いすゞ　ＬＤＧ－ＦＶＺ34＊＊	〃
㊎Ｇ－2314	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　Ｈ21－ＩＤＣ－６ＨＫ１ＴＣＮ	いすゞ　ＬＫＧ－ＦＴＲ34＊＊、いすゞ　ＬＫＧ－ＦＴＳ34＊＊	〃
㊎Ｇ－2315	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　Ｈ21－ＩＤＣ－６ＨＫ１ＴＣＣ１	いすゞ　ＬＤＧ－ＦＶＺ34＊＊	〃
㊎Ｇ－2316	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　Ｈ21－ＩＤＣ－６ＨＫ１ＴＣＳ１	いすゞ　ＬＫＧ－ＦＶＺ34＊＊	〃
㊎Ｇ－2317	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　Ｈ22－ＩＤＣ－４ＨＫ１ＴＣＣ１	いすゞ　ＳＤＧ－ＦＲＳ90＊＊、いすゞ　ＳＤＧ－ＦＳＳ90＊＊	〃

○関東地方整備局告示第二百五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月十九日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
草加市旭町一丁目八九六番から同市八幡町字樋箆五八四番一まで	前	六六・二〇～一一六・八〇（メートル）	〇・〇八〇（キロメートル）
	後	三八・四〇～一一六・八〇	〇・〇八〇
三郷市谷口字根通四二三番三から同市谷口字根通四二六番五まで	前	七一・四〇～八二・八〇	〇・〇〇五
	後	七一・四〇～七三・〇〇	〇・〇〇五
三郷市鷹野五丁目三一四番一から同市高州一丁目三五四番二まで	前	五九・二〇～九四・〇〇	〇・〇二九
	後	四二・〇〇～九四・〇〇	〇・〇二九

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○東北地方環境事務所告示第三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四十条の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査等の業務の廃止の届出があったので、同法第四十三条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十三年五月十九日

東北地方環境事務所長　小林　香

氏名又は名称	住所
不二ボーリング工業株式会社	東京都世田谷区南烏山五丁目１番十三号
山北調査設計株式会社	福島県郡山市土瓜一丁目二百九番地
株式会社昭和土木設計	岩手県紫波郡矢巾町流通センター南四丁目１番二十三号
株式会社藤森測量設計	岩手県久慈市新井田四―十三―一
株式会社横山測量設計事務所	山形県長井市新町十番五号

○関東地方環境事務所告示第四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四十条の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査等の業務の廃止の届出があったので、同法第四十三条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十三年五月十九日

関東地方環境事務所長　森谷　賢

氏名又は名称	住所
地域計画株式会社	群馬県太田市西本町四十七番十一号
株式会社プラスワン	東京都立川市一番町一丁目四十一番七号
グリーン産業株式会社	新潟県新潟市中央区神道寺二丁目二番十号
フジミコンサルタント株式会社	東京都千代田区飯田橋三丁目十一番十八号

○中部地方環境事務所告示第二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四十条の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査等の業務の廃止の届出があったので、同法第四十三条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十三年五月十九日

中部地方環境事務所長　神田　修二